

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和7年1月1日

(一社)長野県労働基準協会連合会

(一社)松本労働基準協会

各労働基準協会

安全管理者能力向上教育（定期教育）

開催のご案内

安全管理者は、労働安全衛生法において一定の実務経験とともに選任時研修を修了していることが選任要件とされていますが、安全管理者が労働災害の動向や社会経済情勢の変化に対応しつつ、事業場における安全管理の水準を向上させていくためには、普段からその有する能力の向上を図っていくことが不可欠であるといえます。

このため労働安全衛生法では、「事業者は、安全管理者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない(法第19条の2)」と定められています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため、「能力向上教育指針」(平成18.3.31 公示第5号)を公表しています。教育は選任後おおむね5年毎定期に行う「定期教育」と必要のとき行う「随時教育」を実施しなければならないこととされています。

当会では、能力向上教育指針のカリキュラムに基づいて、安全管理者に必要な最新の知識、情報等を盛り込んだ「定期教育」を下記により開催します。

つきましては、「定期教育」の対象となります安全管理者の出席につきまして特段のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 対象者 安全管理者の資格を有する方

- (1) 安全管理者に選任され、おおむね5年を経過する方
- (2) 前回の「定期教育」受講後、おおむね5年を経過する方

2. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和7年2月14日(金)	8時40分から受付をし、9時開講です。		
会場	松本安全衛生センター 松本市神林7107-55			
締切日	令和7年1月28日(火)	定員	70名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

3. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は申込書の裏面にあります。)
- (2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

4. 受講料 (消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	8,800円	[内訳: 本体8,000円 消費税(10%)800円]
〃 会員外 〃	1名	11,000円	[内訳: 本体10,000円 消費税(10%)1,000円]

5. テキスト代 (消費税含む) ※テキスト代は価格改訂される場合があります。

「安全管理者実務必携」	1冊	2,310円	[内訳: 本体2,100円 消費税(10%)210円]
「令和6年度安全の指標」	1冊	825円	[内訳: 本体750円 消費税(10%)75円]

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行してください。
- (2) 申込み受付後の取消しは2月6日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでお含み下さい。

7. 講習科目・時間・講師

	講習科目	範囲	時間	講師
第一日	オリエンテーション		8:55～	
	最近における安全管理上の問題とその対策	(1)労働災害の現況 (2)技術の進歩に伴う問題とその対策 (3)就業形態等の変化に伴う問題とその対策	9:00～12:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	関係法令	(1)労働安全衛生法令		
	最近における安全管理手法の知識	(1)事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。) (2)教育及び指導の手法 (3)その他最新の安全管理手法	13:00～17:00	
	災害事例	(1)災害事例とその防止対策		
	修了式		17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、2月7日以降に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。

(郵送代460円ご負担ください。)

9. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。